

利尻富士町広報紙

利尻富士町役場

第509号No1

平成29年8月2日発行 (編集:総務課企画調整係)

あ細多安「りしり富む」

家屋の滅失・取り壊し等をされた場合は「家屋滅失届出書」の提出をお願いします!

総務課税務係

住宅、車庫、倉庫、店舗、工場などの家屋にかかる固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の所有者に課税されます。家屋を滅失・取り壊した場合(年内に法務局・巡回登記所で滅失登記する場合を除く)は、「家屋滅失届出書」の提出をお願いします。

<届出に必要なもの>

- · ED鑑
- ・家屋滅失届出書(役場税務係・鬼脇支所窓口または利尻富士町ホームページにて入手できます)
- く提出方法>
 - ・総務課税務係または鬼脇支所の窓口
 - ・郵送による提出

〒097-0101 利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6 利尻富士町役場総務課税務係

<提出時期>

家屋を取り壊した場合は速やかに提出してください。

くその他>

登記家屋を取り壊した場合には、「家屋滅失届出書」を届出ても登記の滅失はされませんので、法務局・巡回登記所において家屋の滅失登記が必要です。

<連絡先>

利尻富士町役場総務課税務係(0163)82-1112

「絵はがき教室」の開催について

総務課企画調整係

昨年に引き続き、今年も鴛泊字栄町・辰己富雄先生のご協力により、下記のとおり絵はがき教室を開催します。

あなたの大切な人やお盆に会えない友達などに手作りの絵ハガキを送って見ませんか?また、夏休みの自由研究として絵はがきづくりにチャレンジしてみませんか?

町内の方をはじめ、島外からお越しのお子さんや帰省客などみなさんをお待ちしておりますので、お気軽に参加して下さい。

日 時:平成29年8月12日(土)午前9時~12時

場所:本泊小学校(利尻富士町地域防災・複合交流施設)

対象者: 小学生から大人まで、島外から来ている方も大歓迎です。

題材:今年はハマナスと夏野菜です。

参加料:無料です。

当日持参が必要な物:クレヨン又は水彩画用具(絵具・筆・水入)

申込先:8/9(水)までに総務課企画調整係(Tel82-1112)まで申込願います。

なお、当日参加も問題ありません。

※ハガキ・サインペン・鉛筆はこちらで用意いたします。

本泊小学校は夏休み中も月曜日以外毎日開放しています。子供同士の遊び場、宿題などをする学習の場として利用して下さい。ただし、他の利用者の迷惑になることはしないように気をつけましょう。



児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

福祉課福祉介護係

児童扶養手当とは?

支給を受けるには、前年所得が一定額未満でなければならず、その所得額(注1)により「全部支給」、「一部支給」、「支給停止」のいずれかに決定されます。

注1:父・母からの養育費等を受けている場合は、その額の8割相当額も所得に加算されます。 ★手当額は 全部支給⇒月額 42,330円

一部支給⇒所得に応じて月額42、320円から9、990まで10円きざみの額

※ 児童が2人以上の場合は、第2子10,000~5,000円 第3子以降は1人につき6,000~3,000円加算されます。

別表 (所得制限限度額表)

33C (7713036CR)							
扶養親族等 の数	本	③ 同居親族者					
	① 全額支給② 一部支給停止						
	所得額 所得額	所 得 額					
0人	190, 000 1, 920, 000	2, 360, 000					
1人	570, 000 2, 300, 000	2, 740, 000					
2人	950, 000 2, 680, 000	3, 120, 000					
3人	1, 330, 000 3, 060, 000	3, 500, 000					

★支給月は・・・ 通常、4月・8月・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◎ 現在、児童扶養手当を受給中の方は、毎年8月に現況届の提出、お子さんが18歳に到達した時(資格喪失・額改定)、ご本人が再婚した時(資格喪失)、等の手続が必要です。

特別児童扶養手当とは?

身体や精神に障害(この制度で定める1級、2級の障害の状態)のある20歳未満の 児童を養育している父母、または養育者に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。

★支給月は・・・ 通常、4月・8月・12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

障害児福祉手当とは?

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。

★支給額は・・・ 月額14,580円

特別障害者手当とは?

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に支給されます。

ただし、受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。

★支給額は・・・ 月額26,810円

※平成29年4月現在の手当額となります。

※手当等の詳しい内容については、福祉課福祉介護係(82-1113)までお問合せください。